

## 動物愛護ボランティアとの連携について

## 1 現状

これまで本県では、福島県動物愛護推進ボランティア支援事業実施要領（平成17年4月1日制定）に基づき、ボランティア養成講習会を受講した方に、動物愛護センター（両支所を含む。以下同じ。）が行う小学校への獣医師派遣事業及び飼い犬のしつけ方教室への協力をいただいていた。また、ボランティア養成講習会の主な受講対象者は、動物愛護センターが実施する飼い犬のしつけ方教室を受講した方となっており、活動内容及び受講対象者ともに、非常に限定的な制度となっている。

## 2 制度見直しの必要性

本県の課題である犬猫の引取り数や殺処分数のさらなる削減を図るためには、適正飼養の普及啓発事業（小学校への獣医師派遣事業及び飼い犬のしつけ方教室）に限らず、課題解決に必要な事業におけるボランティアとの連携が必要と考えており、ボランティア登録制度の見直しを検討している。

## 3 新たなボランティアの活動内容（案）

## (1) 適正飼養の普及啓発

ア 動物愛護センターが支援する地域猫活動において、猫の捕獲、搬送、管理等に係る助言や協力をを行う。

イ 食品生活衛生課が実施する動物愛護週間事業、災害対策啓発事業及び動物愛護センターが実施する飼い犬のしつけ方教室、小学校への獣医師派遣事業等の適正飼養普及啓発事業への協力をを行う。

## (2) 譲渡の推進

ア 動物愛護センターで収容している犬猫のうち、授乳、馴致又は疾病の治療が必要な犬猫を一時的に預かり、授乳、馴致又は疾病の治療を行う。

イ 新たな飼い主探しを非営利の活動として行う目的で、動物愛護センターから犬猫を譲り受ける。

ウ 専ら譲渡不適合となった犬猫を自ら終生飼養する目的で、動物愛護センターから反復・継続して譲り受ける。

## 4 動物愛護推進員及び協議会について

上記のボランティアとの連携状況を踏まえた上で、動物愛護推進員の活動内容及び協議会の在り方について整理する。